

## 利用料金表

(1) 利用料 (高崎市は、1単位=10.42円)

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月当たり、下記の料金を一旦事業者にお支払い頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日、市区町村の窓口にて提出頂くと、全額払い戻しを受けることが出来ます。

### ①居宅介護支援費 (1ヶ月あたり)

\*担当件数が40件未満の場合

介護度	単位	月額
要介護1・2	1,057	11,013
要介護3・4・5	1,373	14,306

### ②加算費 (1ヶ月あたり)

加算項目	内容	単位	月額
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更した場合 要支援者が要介護認定を受け計画を作成する場合	300	3,126
入院時情報 連携加算	(I) 入院後7日以内に医療機関を訪問して情報提供を行う (II) 入院後7日以内に訪問以外で情報提供を行う	(I) 200 (II) 100	2,084 1,042
退院・退所 加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合に、医療機関等の職員と面談を行い、利用者の必要な情報を得た上でケアプランの作成を行う	カンファレンス 無 有 450 600 600 750 × 900	カンファレンス 無 有 4,689 6,252 6,252 7,815 × 9,378
ターミナル ケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者に対し、主治医の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により状態変化やサービス変更の必要性を把握、主治医等や居宅サービス事業所へ情報提供	400	4,168

※掲載している情報は平成30年4月1日時点のものです。情報は予告なく変更する場合がございますのでご了承ください。なお、最新の情報についてはお気軽にお問い合わせください。

※各種情報が現状と異なる場合は現状を優先します。

説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

連帯保証人氏名 印